

令和 5 年 1 月 1 7 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 1 月 会 議  
議 案

## 附 議 議 案

| 議 案 番 号   | 件 名                           |
|-----------|-------------------------------|
| 議案第 5 3 号 | 洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定について     |
| 議案第 5 4 号 | 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について        |
| 議案第 5 5 号 | 財産の無償譲渡について                   |
| 議案第 5 6 号 | 令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号） |

## 議案第53号

### 洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の制定について

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例を次のように定める。

令和5年1月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

### 洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例

#### (設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の適用を受ける事業（以下「公営企業」という。）を、それぞれ次に掲げるとおり設置する。

- (1) 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、洞爺湖町水道事業を設置する。
- (2) 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、洞爺湖町簡易水道事業を設置する。
- (3) 地域の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、洞爺湖町公共下水道事業を設置する。

#### (法の適用)

第2条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、公営企業に法の規定の全部を適用する。

#### (経営の基本)

第3条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水区域 洞爺湖町旭町、本町、浜町、栄町、入江の全域、大磯町、青葉町、高砂町、泉、清水、三豊、洞爺湖温泉、月浦、花和の各一部の区域
- (2) 給水人口 10,200 人
- (3) 給水量 8,637 立方メートル

3 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域 洞爺湖町洞爺町、成香、伏見、香川、財田、川東、岩屋、旭浦及び大原の各一部の区域

(2) 給水人口 2,050 人

(3) 給水量 1,243 立方メートル

4 公共下水道事業の名称、区域、処理区・排水区の区域、面積及び人口は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 洞爺湖町公共下水道

(2) 区域 虻田処理区・虻田排水区及び洞爺処理区・洞爺排水区とし、処理区・排水区の区域、面積及び人口は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 虻田処理区・虻田排水区

(ア) 区域 洞爺湖町旭町、浜町、本町、洞爺湖温泉の全域、青葉町、泉、入江、栄町、高砂町、大磯町、清水、月浦の各一部

(イ) 面積 600.4 ヘクタール

(ウ) 人口 6,600 人

イ 洞爺処理区・洞爺排水区

(ア) 区域 洞爺湖町洞爺町の一部

(イ) 面積 79.0 ヘクタール

(ウ) 人口 720 人

(組織)

第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、町長が行う公営企業管理者の権限に属する事務を処理させるため、経済部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 法第40条第2項の規定に基づき、業務に関し条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 町長は、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を、それぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概要

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、公営企業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に関し必要な手続きその他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例等の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 洞爺湖町水道事業の設置等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第153号）

(2) 洞爺湖町簡易水道設置条例（平成18年洞爺湖町条例第48号）

(3) 洞爺湖町公共下水道設置条例（平成18年洞爺湖町条例第139号）  
(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、前項各号に掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(洞爺湖町特別会計条例の一部改正)

5 洞爺湖町特別会計条例（平成18年洞爺湖町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号及び第4号を削り、第3号を第2号とし、第5号を第3号とする。

(洞爺湖町簡易水道事業給水条例の一部改正)

6 洞爺湖町簡易水道事業給水条例（平成18年洞爺湖町条例第70号）の一部を次のように改正する。

第5条後段を削る。

(洞爺湖町公共下水道条例の一部改正)

7 洞爺湖町公共下水道条例（平成18年洞爺湖町条例第140号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「洞爺湖町公共下水道設置条例（平成18年洞爺湖町条例第139号）第2条」を「洞爺湖町公営企業の設置に関する条例（令和5年洞爺湖町条例第 号）第3条第4項第2号」に改める。

(洞爺湖町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)

8 洞爺湖町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年洞爺湖町条例第171号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

(公営企業への適用)

第5条 この条例は、洞爺湖町公営企業における契約についても適用する。

(洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

9 洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第18条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員の給与については、洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の規定を準用する。

（洞爺湖町情報公開条例の一部改正）

10 洞爺湖町情報公開条例（平成18年洞爺湖町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を「農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」に改める。

## 議案第54号

### 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年1月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

### 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 55 号

### 財産の無償譲渡について

次の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 17 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

#### 1 無償で譲渡する財産

- (1) 名 称 電気自動車用急速充電器及び附属施設
- (2) 所在地
  - ア 虻田郡洞爺湖町栄町 58 番地 洞爺湖町役場
  - イ 虻田郡洞爺湖町洞爺町 132 番地 洞爺総合支所

#### 2 譲渡先

- (1) 所在地 東京都港区港南 2 丁目 13 番 34 号 N S S - II 7 階
- (2) 名 称 株式会社 e-Mobility Power
- (3) 代表者 代表取締役社長 四ツ柳 尚子

#### 3 譲渡日 令和 5 年 2 月 25 日

## 議案第56号

### 令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,987,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年1月17日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-10-